

肥前国高来東郷・高来西郷と高来一揆

外山 幹夫

On HIZEN-NO-KUNI (肥前国) - TAKAKI-TOUGOU (高来東郷) , TAKAKI-SAIGOU (高来西郷)
and TAKAKI-IKKI (高来一揆)

TOYAMA MIKIKO

はしがき

肥前国高来郡においては、平安末から南北朝初期にかけて、高来郡に代り高来東郷・高来西郷との称が用いられている。その歴史的性格を明らかにすると共に、これら両郷をめぐる諸問題を考察しようとするのが本稿の目的の一つである。

次に、高来郡において、室町期に高来北方一揆、または北高来一揆等と称される一揆が存在したことが新出の佐々木文書によって明らかとなった。この一揆の歴史的性格についても考察してみようとするものである。

一 肥前国高来東郷・高来西郷について

1 高来郡の内部構造

いうまでもなく律令制下にあつては、当初、国郡里の地方行政体制がとられた。しかし、その後、靈龜元年に里は郷と改められ、郷の下に新たに里が設けられるいわゆる郷里制が施行されることとなった。

八世紀初頭に編纂をみた『肥前国風土記』によると、肥前国高来郡には九郷があったとしている。但し、その具体的郷名は挙げていない。

一方、十世紀前半に成立した『倭名類聚抄』によると、高来郡には四郷があったとして、山田郷・新居郷・神代郷・野鳥郷の四郷を記して、『肥前国風土記』が九郷とするのと相違する。因みに高来郡以外について、『肥前国風土記』は、肥前国の他の長崎県域に関して、松浦郡・彼杵郡を合わせて二四郷とするのに対し、『倭名類聚抄』は、この両郡分を合わせて一郷であったとして、『肥前国風土記』の半数以下が記されているに過ぎない。これをどう解釈すべきであろうか。これについて、竹内理三氏は、『倭名類聚抄』が省略したものであろうとした。では、その省略された郷は何であるか。この点について、『日本地理志料』は、まず郡家の所在地として高来郷、そして『肥前国風土記』の記述から、大野宿祢の賜ったものとして大野郷、そして、土箇池から土箇郷、そして、『延喜式』兵部省式にみえる早埼牛牧の所在地として有馬郷が考えられるとした。さらに『吾妻鏡』寛元四年条に串山郷がみえるとして、これらがそれに当るとして、なお二郷が不足するとしている。しかし、これらはいささか憶測に過ぎる。このうち串山郷については、確かに記述されているとはいえず、何分十三世紀に初見されるものであって、その意味で、これが八世紀当時以来のものとは判断し難い。竹内氏が高来郷以外の諸郷について、にわかには断じ難いとしたのは当然である¹⁾。

実は右の他にも、南北朝時代の康安元年(史料では正平十六年)十月二十八日当時、河上神社文書に²⁾「山田庄内守山郷」として、守山郷がみえる。もともと山田庄は、『倭名類聚抄』の山田郷から山田庄へと転化したものであって、この時に至って「山田庄内守山郷」と記すのは、これが先の八世紀初頭の『肥前国風土記』にいう九郷のうちの一つでないことは明らかである。

この他、さらに高来郷には平安末から鎌倉、南北朝期において、冒頭述べたように、なお「高来東郷」「高来西郷」というものがみえる。この両郷を含め、肥前国高来郡その他に関して記すものに、肥前国一宮河上神社の、「河上宮造管用途支配惣田数注文」がある。すなわち、
注進

肥前国庄公造河上宮用途支配惣田数田所渡田事

合

(中略)

一、庄園分

(中略)

杵島南郷庄五百丁^{五丁}

(中略)

松浦西郷元四百十丁

宇野御厨庄三百丁

伊佐早庄二百五十三丁

彼杵庄四百二十二丁五反

千々岩庄三十丁

髮白庄四十丁元四十三丁五反三丈

山田庄二百四十丁

高木有間庄八十丁

串山庄二十丁

(中略)

一、公田分

基肆(肆)北郷百五十七丁八反三丈

同南郷三百二十七丁三反三丈

養父東郷二百三十二丁二反

同西郷百九十三丁六反内百二十七丁元米久
云々残六十六丁六反

義得保七十丁号天神御領相除

瓜生野保七十九丁四丈

三根東郷二百六十六丁二反一丈

同西郷三百九十三丁九反

矢俣保三百三十丁

城崎東郷三十一丁八反

同西郷百三十四反四丈

深溝北郷八十五丁一反二丈

同南郷百七十五反

小津東郷百三十三丁二反

山田東西郷百六十一丁一反四丈

坊所保百七十四丁三反二丈

杵嶋北郷二百五十五丁

六箇里保百二十丁

高木東郷二百五十四丁

同西郷八十三丁

寄人六十八丁一反

己上三千五百四十九丁六反三丈内

除二百六十九丁五反三丈但無田數所々分

定田三千三百丁一反

糧米四百九十五石一升五合

准絹四百九十五貫十五文

惣合一万三千七百十九丁六反

除二百四十九丁五反三丈

定田一万三千四百七十丁二丈

糧米二千二十石五斗六合

准絹二千二十貫五百六文

右、大略注進如件

正応五年八月十六日 田所（花押）

以上のようなのである。これによれば、鎌倉末期正応五年八月十六日当時における高来郡の状況は、大きく庄園、公田（国衛領）の二つの部分に分かれていた。このうち、庄園として、伊佐早庄二五三町、千々岩庄三〇町、髪白庄四〇町（元四三町五反三丈）、山田庄二四〇町、高来有間庄八〇町、串山庄二〇町があった。

一方、公田（国衛領）として、高来東郷二五四町、高来西郷八三町があったのである。

ところが高来郡内には、この他、さらに別符があった。すなわち、『八幡宇佐御神領大鏡』によると、そこに宇佐神宮領として、「伊佐早村田島」

や、「高来郡油山十二箇所」の他、「高来別符」「村田別符」「豆津別符」が記されている。その所属は何処とも特に記してはいないが、記載位置からして、高来郡内の可能性が高い。同書は鎌倉初期の建久五年から七年の頃成立したとみられる⁴⁾。このように、鎌倉時代の肥前国高来郡は、右にみるように形態上からしても複雑な様相を示していることが分る。

2 高来東郷・東来西郷の性格

さてこのうち、高来東郷・高来西郷の歴史的な性格をみるについて、まず次の史料を提示しよう。

以武蔵国稲毛本庄被相博肥前国高来西郷事、此地者平家没官領也、後白河院時、將軍家合賜御舉、仰付地頭時員法師、所令進御室御年貢也、而此件御年貢者、為東郷地頭行員之沙汰、相加西郷分、任本数可進濟也、至于西郷者、依可為前大僧正御坊領、領家地頭可為一向不輸之状、依仰下知如件、

承久三年八月卅日

陸奥守平(花押)

(保坂潤治氏所蔵文書)

これによれば、高来西郷は平家没官領であつて、御白河院の時、源頼朝に賜つたものであるという。従つてこれは、もと平家一門某の庄園であつた。恐らく平家が権力を振つた十二世紀の中後期には成立していたことになる。このことは、先の河上神社文書の記載内容といささか齟齬する。すなわち、同文書によると高来西郷は高来東郷と共に公田(国衛領)であるとしており、右文書の意味する庄園とは相容れないものとなつている。これは、公田とは名ばかりで、実態は庄園に他ならず、河上神社文書は、建前を記したものに過ぎないことを示している。

一方、高来東郷については、右の文書に見える東郷自体に他ならない。史料的にはこの承久三年八月三十日が初見であるとはいえ、その記述内容や、東・西対比的な呼称等からして、これまた高来西郷と同様、平安末には成立していたものと考えられる。

さて、こうした郡・郷については、早く松岡久人氏⁵⁾によつて研究が行われ、郡・郷両者が同質化していることが明らかにされている。しかも、こうした性格の郷の成立の時期については、坂本賞三氏によると、早くも天曆五年二月十一日にみえる肥前国杵島兩郷の例にみるように、十世紀には認められるのである⁶⁾。こうして、先の河上神社文書には、高来郡以外にあつても、基肄郡に源流をもつ基肄北郷・基肄南郷、養父郡に源流をもつ養父東郷・養父西郷、三根郡に源流をもつ三根東郷・高来西郷がそれぞれ記されている。高来東郷・高来西郷はこうしたもの一つとして成立したものであることが分る。

こうした変質した郡と郷とが同質であるという指摘に関連して、高来西郷に関わる次の史料を提示しよう。

肥前国多比良六郎左衛門尉通世謹言上、

同国高来西郷内伊福村地頭孫三郎入道幸蓮、忘先例、抑留西郷郡司・凶師得分用途十九貫七百二十二文条、無謂上者、不日可致其弁由、欲蒙御成敗事、

(中略)

元享三年十一月日

(大川文書)

とある。要するに、これは高来西郷内伊福村地頭大川孫三郎入道幸蓮という者が、「西郷郡司・凶師得分用途十九貫七百二十文」を抑留したとして、これは謂なきことであるとして、その弁償を求めて鎮西探題に訴えたものである。しかも、この訴訟を起した人物は多比良六郎左衛門尉通世であつて、この人こそ「西郷郡司・凶師」であるということが判明する。

この人物の性格をさらに明らかにするため、なお次の史料を提示しよう。

肥前国高来西郷永吉名文保式
元應元二 参箇季国方馬上檢注目録事、

合

田数拾参町杵杖加犬法師名内五段定

不輸田肆町伍段内 (中略)

□見作田捌町伍段杵杖 (中略)

除

井料杵町五段、大領免杵町、書生給四段、地頭給貳町、郡司給参段、凶師給壹段、(マ)所田所給壹段、定使壹段、

(得方)

□ 田貳段式杖

(中略)

右、国檢目錄之状如件、

元応参季二月廿七日

(前脱力)
凶兼郡司

書生 (花押)

大使 (花押)

(大川文書)

これは、元応三年二月二十七日における高来西郷永吉名国方馬上檢注目録である。これによると、永吉名に関し、文保二年から元応二年までの足掛三カ年分の「国方」の本檢注によると、総田数一三町一丈のうち、不輸田が四町五反、また実際の耕作地が八町五反一丈であって、田地の六割五分程度に過ぎず、全体としてはかなり荒廢していた。しかも「除」、すなわち免稅地が頗る多いのであるが、この中に本来の郡司の一つ「大領」の免田が一町ある他、「郡司給」として三反が含まれている。これは先にみた「西郷郡司」である多比良氏のもので、これが「大領」の免田とは別に給田を与えられているのである。この下に「凶師」（但し、実際には「西郷郡司」多比良氏が兼任していた。）、「田所」、「定使」が、郡司の三反に対し、各々その三分の一にあたる一反ずつを給田として得ているのである。

以上のことから、高来西郷は、高来東郷と共に、先学の説かれるように、一応は高来郡と同質のものであるとはいえず、実際には別個の存在であることが明らかである。「西郷郡司」という一見奇異な称呼の郡司は、本来の高来郡がその機能を喪失し、高来東郷と高来西郷とに分割されたところの私的な存在であったといわねばならない。

ところで、この「西郷郡司」である多比良氏については、『百練抄』永暦元年五月十五日条に、

鎮西賊主通良從類七人首伝京師、上皇御見物云々、

とある。さらに『源平盛衰記』日向太郎通良懸首事、とする項に、肥前国住人日向太郎通良が「朝威ヲ傾ケントスル聞エアリシ」によって、平清盛がその追討の命を受けた。そこで平家貞が永暦元年、通良以下三三五人を討取った。同年五月十五日、通良及びその子息通秀以下七名の首を鳥羽院が御覽になられたとする。『歴代鎮西要略』は、これをさらに詳細に、日向通良が源氏の縁によって平家に従わず、城郭を構えて平家に抵抗した。よって清盛が勅を奉じ、一門の平家貞にこれを追討させたとする。そしてこの日向太郎通良の子通秀が多比良氏を称していたことを記している。『歴代鎮西要略』については、史料価値にや、問題を残すが、先の『百練抄』、『源平盛衰記』の記述を敷衍したものであって、比較的信憑性は高いとみてもよい。とした場合、先にみた「西郷郡司」多比良六郎左衛門通世との関係でみると、これは日向太郎通良、及びことにその子多比良通秀とは、同氏であり、また通字に通を用いている点において一致し、これへの系譜に繋がる者であることを窺わせるといわねばならない。「西郷郡司」多比良氏は、およそこのように、十二世紀当時においては、政治的動きをも行っていたことが分る。ただし、一方、これに対し、高来東郷郡司も存在したであろうことが推定されるが、遺憾ながら史料の裏付けがない。

ところで、高来東郷は、一方において「高来東郷庄」¹⁰とも記されている。これは先に示した高来西郷が平家一門の庄園となっていた事実と同様、（河上神社文書に「公田」と記されていた建前とは別に）実態として庄園化している事実を捉えて記したものであること、先述の通りである。

以上の考察によって、高来東郷・高来西郷は、変質した高来郡と同様、庄園としての実態を示していた。その意味でこれと同質であった。それでは面積規模は、高来郡と比較して如何であったであろうか。先に提示した河上神社文書の正応五年の河上宮造管用途支配惣田数注文による

と、繰り返すが、高来郡は高来東郷二五四町、高来西郷八三町とある。そして庄園として、伊佐早庄二五三町、千々岩庄三〇町、髪白庄四〇町、山田庄二四〇町、高来有間庄八〇町、串山庄二〇町が記されている。

『八幡宇佐宮大鏡』によると、なおこの他、高来別符以下豆津別符・村田別符等もあった。これからすれば、高来東郷・高来西郷は、右の庄園・別符とは区別されており、単純に高来郡が東西に分割されたものではなかったのである。すなわち、高来東郷・高来西郷は、高来郡とはたとえ同質ではあっても、同量(同規模)ではなかったことが明らかである。しかも、この両郷の規模も著しく相違している。すなわち、高来東郷が二五四町であり、高来西郷は八三町であって、バランスを欠くものである。高来東郷・高来西郷とは称されるが、高来東郷・高来西郷と称されていないのはこうした事情と関わるのかも知れない。

なおこの間にあって、両郷のそれぞれ規模も、時に多少の出入りがあった可能性がある。たとえば、山田庄についてみると、先の正応五年当時、河上神社文書では、単に山田庄とあるが、この他、佐々木文書によると、文治三年十二月^⑧に「山田御庄」とある他、同文書、正応元年十月^⑨にあっても同様、「肥前国山田庄」と記するのであるが、次に掲示する比志島文書、弘安九年閏十二月二十八日付、蒙古合戦勲功地配分注文によると、

正名 遠江守時定 肥前国高来西郷山田庄領家物地頭商職

とある。これは北条時定が元寇の恩賞として配分したものを挙げているのであるが、ここでは、「高木西郷山田庄」と記している。この記述を、山田庄が高来西郷内のものと捉えるべきか、または高来西郷(庄)及び山田庄の意と解するか、筆者は、後者と考えること後述の通りである。

この種の記述としては、他にすでに掲示した河上神社文書正応五年八月十六日付の「高木有間庄八十丁」、深江文書^⑩正応元年にみえる「高来東郷有間庄内深江村」などとするものがある。そして深江村については、後述するように「高来東郷内深江村」とするものがある。こうみてくると、有間庄は先の山田庄の場合と異なり、高来東郷内の有間庄の意である。また串山庄も、後述する惣地頭対小地頭の抗争が生じていることからして、高来東郷に所属していたとみられる。

ともあれ、この高来東郷二五四町・高来西郷八三町(正応五年八月当時)について、高来郡の何れの地域にあたるかについて、さらに検討を進めたい。

高来東郷について、深江文書によると、まず深江村に關し、「高来東郷深江村」(文永二年七月二十九日)とあり、これは今日の長崎県南高来郡深江町にあたると思われる。さらに同文書には、さらに先にみるように、「高来東郷有間庄内深江村」(正応元年十月二十三日)とあり、これからすれば、深江村はこの段階で有間庄に所属し、かつ有間庄がまた東郷庄に所属していたことになっている。有間庄が今日の深江町域にまで及んでいたというのであるが、ともあれこれの有間庄の主要な部分は、恐らく今日の南高来郡北有馬町及び南有馬町にあつたとみてよからう。

次に同じく深江文書には、「高来東郷加津佐村^⑪」(貞和二年六月十二日)とある。これによれば、今日の南高来郡加津佐町もまた高来東郷に属し

ていた。この他、肥後広福寺文書によると、「高来東郷土黒村」(文中二年十二月十三日)とある。これは今日の南高来郡国見町土黒にあたりとみられる。島原半島の北部に位置する。

瀬野精一郎氏は、「高来東郷とは、深江(長崎県南高来郡深江町)・有馬(長崎県南高来郡北有馬町・南有馬町)・加津佐(長崎県南高来郡加津佐町)・串山(長崎県南高来郡南串山町)などを含む、現在の島原半島南目一帯に当る」とされる。深江・有馬・加津佐については異論はない。ところで、串山については、『吾妻鏡』寛元四年三月十三日条に、有間左衛門尉朝澄が串山郷について越中七郎左衛門次郎政員と相論し、この日、政員の訴えが棄却されている。またこれより先、同じく『吾妻鏡』寛元二年六月二十七日条によると、有間朝澄は、「高来東郷地頭職」について幕府に訴えている。相論の相手の名は記されていないが、先の『吾妻鏡』の記事からすれば、越中政員であると思われる。ということであれば、これは惣地頭越中氏(後述)対小地頭有間氏の相論であって、串山側が高来東郷内であった可能性が強い。もしその推定が誤りでなければ、串山郷は高来東郷に所属したことになる。串山郷は、河上神社文書正応五年八月の前掲史料では串山庄と記されており、郷中の郷という不自然な記述も受入れられることになる。その意味で、串山郷も高来東郷に所属したとする瀬野氏の主張に結論的に賛成できる。

しかし、島原半島北部の土黒村も高来東郷に属していたことが明らかであるから、瀬野氏のいわれるような、単に「島原半島南目一帯の地域」のみではなく、一部は北目にも及んでいたといわねばならない。

一方、高来西郷の範囲についてみてみよう。これは先に示した河上神社文書正応五年八月の史料が、当時八三町であって、高来東郷の二五四町と比較して著しく狭小であったこと先述の通りである。

まず大川文書に、「高来西郷伊福・大川両村」(正応五年十二月二十日⁹⁸)とあり、今日の南高来郡瑞穂町伊福甲・伊福乙に相当する。同じく大川文書に、「高来西郷永吉名」(元応三年二月二十七日⁹⁹)とある。今日の南高来郡瑞穂町内の一角かと思われるが、これ以上は不明である。

高来西郷は、後述するように南北朝時代以降は消滅する。しかし、今日、瑞穂町内には西郷という地名があり、往時の高来西郷をこうした形で伝えている。

以上によれば、高来西郷は、今日の南高来郡瑞穂町を中心とする島原半島北目に展開していたことができる。

平安末から鎌倉時代、そして南北朝初期まで認められた高来東郷・高来西郷は、やがてその称呼が消滅するのである。たとえば、深江村に関する表記についてみると、鎌倉時代にあつては「高来東郷内深江浦」(宝治元年六月五日¹⁰⁰)とある他、多くは「高来東郷深江村」(文永二年七月二十九日¹⁰¹)、その他と記される。そして稀に「高来東郷庄深江村」(元応元年九月六日¹⁰²)、「高来東郷有間庄内深江村」(正応元年十月二十三日¹⁰³)と記される。ところが南北朝時代に入った貞和五年九月十七日までは「高来東郷深江村」の表記がとられているが、翌貞和六年七月十日¹⁰⁴になると、ここに「高来郡深江村」との表記に変っている。ここに来て、従来認められた高来東郷の称が消滅しているのである。この後も、ときになお「高来東郷

深江村」(観応二年九月十七日⁸⁰。応安五年八月二十九日⁸¹)の称が用いられることもあるが、ほゞ「高来郡内深江村」(貞和七年正月十日⁸²)の他、大かたは「高来郡深江村」(文和二年正月十八日⁸³・正平十二年二月⁸⁴・明德三年五月⁸⁵)と称されている。

この他、加津佐村に關しても、貞和二年六月十二日當時では「高来東郷加津佐村」(深江文書)と表記されていたものが、正平十六年十一月二日⁸⁶當時には高来東郷の称は消滅し、単に「高来郡賀津佐村」(肥後広福寺文書)と表記されるに至っている。もつともこの翌正平十七年八月二十二日には、再び「高来東郷賀津佐村」⁸⁷(広福寺文書)とみえるが、大勢として消滅の方向に進んだことは疑いない。

一方、高来西郷に關してみると、史料的に十分恵まれておらず、高来東郷ほどその交遷を追跡できないことを遺憾とするが、南北朝期に至り、消滅する大勢は疑いない。ただその間に、いささか高来東郷とは異なつた様相が認められる。すなわち、大川文書によると、伊福・大川両村に關し、建保五年九月十四日⁸⁸當時、「肥前国高来郡内宇佐宮御領伊福・大河田畠山野」とみえ、仁治元年閏十月六日⁸⁹には、「^(肥力)前国大河村」とある。また仁治二年十月十五日⁹⁰では「肥前国大河西郷」とし、正応五年十二月二十日⁹¹には「肥前国高来西郷伊福・大河両村」とする。ところがその翌正応六年四月二日⁹²にあつては、「ひせんのくにたかくのこをりいふくのむら」(肥前国高来郡伊福村)とし、永仁六年三月十三日においては、「肥前国高来郡西郷大河村」⁹³とする。また正応二年八月六日⁹⁴當時では「肥前国^(高来)郡伊福村」とするが、これより後の正中三年二月十九日⁹⁵には、依然として「^(肥力)前国高来西郷伊福・^(大力)河両村」とする。このように表記が種々乱れていると同時に、鎌倉期にあつて既に高来西郷でなく、高来郡が用いられている場合もある。執筆者の立場によつて、高来西郷を認知しようとする場合と、然らざるとによつてこの相違が出るケースもあるとみられる。

以上から、高来東郷と高来西郷は、平安時代から鎌倉時代、そして南北朝初期頃までの間存在した一時的性格のものといへ、それは数世紀間にも及ぶものであつた一であることは明らかである。それは律令制の古典的国郡里という行政区劃に代り、靈龜元年施行された国郡郷里(郷里制)という制度的所産とも本来的に相違する自然発生的・私的性格のものに由来することによるとみられる。ただ制度的所産である郷里制の郷自体が公的性格を喪失したため、結果的に同質化しているというべきであろう。

次に高来東郷・高来西郷が、事実上共に庄園化したものであることと先述の通りであるが、では、「高来東郷有間庄」についてはどう理解すべきであろうか。庄園中に別個の庄園が存在することはなく、一応高来東郷庄とは別に有間庄が存在したとせねばならない建前であることはいふまでもない。しかし、筆者は深江村に關する記述方式からして、高来東郷内有間庄と理解すべきことを述べた。有間庄との表記については、深江文書正応元年十月二十三日付宇佐宮作料錢請取状の他、河上神社文書正応五年八月十六日付河上宮造管用途支配惣田数注文に、

高木有間庄八十丁

と見えたことと先述の通りである。では有間庄は高来東郷(庄)から分離独立した庄園なのであるか。この点の結論を急ぐ前に、さらにその他の史料に目を向けてみたい。

繰り返すが、有間庄は今日の北有馬・南有馬両町の範囲に止まらず、深江町（当時深江村）にまで及んでいた。しかも、その深江村地頭職については、深江文書、宝治元年六月五日有間朝澄讓状案に、「右件所者、朝澄先祖相伝之所領也」とあり、さらに、同文書文永十年六月十五日六波羅御教書に、同じく深江村について、「朝澄開発田」とある。

要するに、後世戦国大名として島原半島（高来郡南部）を中心に版図を形成する有馬（南北朝時代以降この字を用いた）氏の初期の人物が深く関わっていたのである。

なお、有間朝澄は、この他、串山郷とも関わっていた。まずこの地は、すでに提示したように、河上神社文書正応五年八月十六日に「串山庄二十丁」とみえる。しかるに、これ以前、『吾妻鏡』寛元四年三月十三日条では串山郷として、串山庄とは異なる表記がなされている。すなわち、

十三日壬寅。被囑時評定。有間左衛門尉朝澄進置懸物押書。為明石左近将監兼綱奉行有沙汰。串山郷夏也。而彼郷者。朝澄一期之後、可伝領之旨。本主養母尼令遺言上者、可被置朝澄押書之由。越中七郎左衛門次郎政員雖訴之。不能其沙汰云々。

とある。これによれば、串山郷の知行をめぐって、越中七郎左衛門次郎政員と有間朝澄が相論を起している。これより先、『吾妻鏡』寛元二年六月二十七日条にも、

有間左衛門尉朝澄申、肥前高木東郷地頭職事、

とある。これによれば、結局、有間朝澄は串山郷小地頭職であり、高来東郷惣地頭越中政員と串山郷の知行に関して相論した。これに対し、幕府は朝澄を勝訴としたのであるが、その根拠は、串山郷の本主でしかも朝澄の養母である某尼が記した朝澄一期の後、これを伝領させるとする遺言があったことによるものであった。惣地頭对小地頭の相論は、多くの場合、関東出身の惣地頭が有利に扱われ、九州出身の小地頭が敗訴するのであるが、ここでは有間氏が勝訴したのであった。

これによれば、有間氏は、深江村を含む有間庄、及び串山郷で地頭領主制を展開していることが分る。こうみてくると、高来東郷（庄）と有間庄との関係、また、ときに串山郷とされ、ときに串山庄と表記されるありかた自体、有間氏が深く関わっているらしいことが推測される。しかも、それは高来東郷惣地頭越中氏を意識し、これに対する自己の存在を強くアピールしようとする動きの中から起きたものである。要するに有間氏は、自らの本貫名字地である有間庄を高来東郷庄から分離独立せんと意図したものである。同様に旧来の（それは何時の時点で起きたものかは不明であるが）串山郷ではなく、有間氏は自らの知行権を確立する目的を以って串山庄との称を用い出したものではないかとみられる。この場合、有間庄が高来東郷庄と同様、その領家が仁和寺であったかについては確証がない。もし同一であるとすれば、有間庄は本庄高来東郷庄に対する新庄ということになる。

なおこの他、伊佐早の地についても、『八幡宇佐宮大鏡』には、

同伊佐早村田島同

として、これを伊佐早村とする。しかし、前掲のように、河上神社文書では、正応五年八月十六日当時、

伊佐早庄二百五十三丁

として、伊佐早庄とする。『八幡宇佐宮大鏡』によると、この地はもと「公領」であったとして、国衛領が庄園化したものであることを述べている。しかもそれは、南北朝期に入った観応二年当時も変わるところがなかった。松浦文書、観応二年十二月二十五日付足利直冬充行状写によると、足利直冬がこの日、松浦相知築地孫十郎正に対し、「肥前国伊佐早庄内福田村拾町^{立石孫三郎跡}」その他を、勲功の賞として給付している。来島文書同日付足利直冬充行状によると、同様に直冬はこの日、松浦大島間に対し、「肥前国高来伊佐早庄内宇岐古里加野津二郎入道女子跡式拾五町」その他を給付して裏付けられる。

ところが、大友文書康暦元年五月二日付足利義満袖判下文では、足利義満がこの日、筑後国生葉庄の替地として、肥前国内の「伊佐早郡内宇木小次郎・宗像八郎・長野跡」その他を勲功の賞として大友親世に宛行うとしている。そしてこのことを、幕府は康暦二年八月四日、今川了俊に「大友親世代」に沙汰付けすることを命じたが、それでも「伊佐早郡内」とし（大友文書）、さらに永徳三年七月十八日付大友親世所領所職注進状案（大友文書）でも、やはり「伊佐早郡内」としている。これを単なる誤記とみてよいものか。問題を残す。

この点に関して、河上神社文書河上社文書紛失状中の建久七年二月日良巖解状案に、

深溝郡司心順 在判

図師観慶 在判

小津郡司相秀 在判

図師清原 在判

とあり、ここでは深溝郡司・小津郡司というものがみえる。肥前国内に本来このような深溝郡・小津郡はなく、従ってそれらの大領・小領でもない、ことに「郡司」もない。しかし、現実にはこのようなものが新しく登場しているのである。先にみた「西郷郡司」というのも、こうしたものを見れば不思議ではない。こうしたことと、先の伊佐早郡が直ちに関連するかといえば、時代も隔たっており、俄かに即断できるものでないことはいままでもない。従ってこの点については、今のところ遺憾ながら明確な主張を持つには至っていない。

3 惣地頭職その他をめぐって

次に、高来東郷・高来西郷をめぐる惣地頭職の問題について考えてみたい。

すでに、幾つかの史料を提示したのであるが、この両郷には、それぞれ惣地頭職が幕府によって補任されていた。まずその点について、改めて指摘しよう。

さきに承久三年八月三十日付関東下知状(保坂潤治氏所蔵文書)を提示した。それによれば、高来西郷は平家没官領で、これを源頼朝が与えられ、頼朝から「時員法師」が地頭職に補任されていた。そして一方の高来東郷地頭職は「行員」であるとしている。さてこれらの人物については、さきに瀬野精一郎氏が共に野本氏であつて、しかも野本時員と野本行員が兄弟であるとしている⁴⁰。野本氏は武蔵国比企郡野本村を本貫とする⁴¹。いわゆる東国御家人である。この高来東郷地頭職補任の年代の特定はできないが、恐らく鎌倉初期のことであろう。ところが、その後文永二年七月二十九日肥前国守護所使等傷実檢状(深江文書)によると、「肥前国高来東郷深江村小地頭安富民部三郎入道心空」が「惣地頭越中新左衛内尉」のために、同村内で「打擲刃傷」などの狼藉を受けたとして太宰府守護所に訴えている。ここに安富心空が深江村の小地頭と記されている。これに対して加害者である越中新左衛門尉長員が惣地頭とある。これは、この越中長員が高来東郷惣地頭であつて、その所管内の深江村小地頭に狼藉したというを示している。越中長員は、この時点で高来東郷惣地頭の地位にあつたのである。

さらにこれより先、『吾妻鏡』寛元四年三月十三日条によつて、有間左衛門尉朝澄が串山郷に関し、越中七郎左衛門次郎政員と相論し、この日、政員の訴えが棄却されたこと、しかも、この串山郷が高来東郷内にあつた可能性が強いことを指摘した。ここにみえる越中政員は、恐らくは先にみた越中長員の父、ないしそれに近い性格のものであつて、高来東郷惣地頭であろうと思われる。とすれば、先の野本行員がかつて高来東郷惣地頭職であつたものを継承したことは明らかである。要するに高来東郷には鎌倉初期に野本行員が惣地頭職に任ぜられ、その後寛元四年三月以前に越中政員がこれに代り、次いで文永二年七月以前にその子かとみられる越中長員に相伝されているということが明らかである。

一方、高来西郷については、右の如く、高来東郷に惣地頭野本行員が任ぜられた事実を照らして、その兄弟が同じくその地頭として記されていることは、事実上、彼は高来西郷惣地頭の地位についていたとみて支障ない。とすれば鎌倉初期、高来東郷・高来西郷に、それぞれ野本氏兄弟が惣地頭となつていたことになる。

なお因みに、高来西郷については先の承久三年八月三十日付関東下知状によつて、武蔵国稲毛本庄と「相博」(交換)し、高来西郷は慈円の所領となり、不輸の地となつた。この時、高来東郷の領家である仁和寺(京都)に進めていた年貢は、惣地頭野本行員の沙汰として仁和寺に進めることになつた。

さらにまた弘安十年八月二十六日付少式経資召文(深江文書)、同十年十月三十日付少式経資召文(同前)によると、越中次郎左衛門入道長員⁴²が「高来東郷地頭兼預所」とも記されている。つまりこの越中次郎左衛門入道長員は、高来東郷惣地頭であると共に、その預所も兼任する事情にあつたのである。

惣地頭職については、安田元久氏⁴⁴以来多く論ぜられたところである。ところで、これも既に史料を提示したところであるが、弘安九年閏十二月二十八日付蒙古合戦勲功地配分注文（比志島文書）によると、北条遠江守時定が、「肥前国高木西郷山田庄領家惣地頭面職」であるとしている。すでに述べたように、山田庄は、十世紀に編纂をみた『倭名類聚抄』に山田郷としてみえ、これが鎌倉後期正応五年八月の「河上宮造管用途支配惣田数注文」には、「山田庄二百四十丁」とあって、「同西郷八十三丁」とは区別して記されている。これを初めとして、これ以前、鎌倉初期文治三年十二月当時にあつてもまた「山田御庄」（佐々木文書）とあるなど独立した庄として記されている。しかし、この比志島文書の記載に限り、「高木西郷山田庄」とされるのは如何なる理由によるものであろうか。そこで考えるべき一つの点は、北条時定が蒙古合戦の勲功の賞として配分された所職の記載としてのものであることである。

この点について、九州諸国内の北条氏所領の一環として論ぜられた石井進⁴⁵氏は、北条時貞は、高来西郷及び山田庄の各領家惣地頭職として捉えられた。これに対し、瀬野精一郎⁴⁶氏は、これは「高来西郷内山田庄の意味で」あつて、それは「肥前国高来東郷有間庄内深江村とあるのと同じ記載の仕方である」とされた。なるほど深江村の場合と類似した記載方式ではあるが、山田庄自体は、この弘安九年の前にも高来西郷内であつたとする記述は他にみえないこと先述の通りである。故に筆者は、石井進氏の説くように、北条時定は高来西郷、及び山田庄の各領家職及び惣地頭職に補任されたものと考えたい。この点に関して、今川了俊書下に、

肥前国高来郡内山田庄惣地頭所務事、名主小地頭等令違背云々、所詮任先規可被催促、若於不応所務、可有罪科也、存其旨可被沙汰之状、如件、

享安八年正月廿八日

（今川了俊）
沙弥（花押）

田原下野権守殿

とある。ここにみるように、室町幕府もまた鎌倉幕府の惣地頭制を継承していること、曾て筆者が指摘したところである（田原文書⁴⁷）が、これはまた鎌倉時代の山田庄惣地頭職が、高来西郷惣地頭と別個であることを窺わせるものである。高来西郷は正応五年の前掲史料によると八三町であつて、高来東郷の二五四町と比して著しく狭少である。そこで幕府は、執権北条時頼の弟、また北条時宗の叔父である北条時定のため、その不足分を補うべく、二四〇町（正応五年・前掲史料）にも及ぶ山田庄に着目し、その領家・惣地頭両職を加えて任じたものであつたとみたい。かくて、高来西郷惣地頭職は鎌倉初期、野本時員が補任されてより後、この時点で北条時定の補任へと推移したのである。

次に、こうした高来東郷惣地頭職、及び高来西郷惣地頭職の性格について、さらに考えなければならぬことは、郡司・郷司との関係である。この点について、さきに網野善彦⁴⁸氏は惣地頭職が郡内における「郷司の総体である郡司職を継承する職」であるとの見解を示された。氏は常陸国南郡惣地頭職を研究し、決してそれが九州独特のものでなく、全国的に存在したものであるという見解に立つものである。その当否の論議は擱くとしても、右にみるように、高来郡内における惣地頭職が、高来郡と質的に変るところのない高来東郷及び高来西郷と深く関わり、しかも、それぞれに存

在しているという実態は動かし難い事実である。ただし、その惣地頭職は、右の場合、現地出身者ではなく、武蔵国御家人野本氏であり、北条氏一門であり、さらに詳細な出身地は不明であるが、恐らく東国御家人とみられる越中氏である。先述した高来西郷の「西郷郡司」多比良氏は、決して高来西郷惣地頭職に補任されていないのである。この九州の一角、肥前高来郡内の実態はこのようなものであった。

注

- (1) 『長崎県史』 古代・中世編。一三七ページ。
- (2) 『河上神社文書』 正平十六年十月二十八日征西將軍宮令旨。
- (3) 高来とも高木とも両方用いられた。本稿では、特に史料に高木と記される場合を除いて、高来の字を用いることとする。
- (4) 『大分県史料』 24の解説(二ページ)による。
- (5) 松岡久人氏「郷司の成立について」歴史学研究二一五号。
- (6) 坂本賞三氏『日本王朝国家体制論』二六七ページ。
- (7) 『深江文書』 正安二年十二月七日仁和寺領肥前国高来東郷庄深江村年貢請取状。
- (8) 『佐々木文書』 文治三年十二月二十四日某下文。
- (9) 『佐々木文書』 正応元年十月十三日北条為時袖判下文。
- (10) 『深江文書』 正応元年十月二十三日宇佐宮作料錢請取状。
- (11) 『深江文書』 貞和二年六月十二日高師直奉書。
- (12) 『広福寺文書』 文中二年十二月十三日有馬澄隆去状。
- (13) 『長崎県史』 古代・中世編。二九一ページ。
- (14) 『大川文書』 正応五年十二月二十日藤原幸円讓状。
- (15) 『大川文書』 元応三年二月二十七日肥前国高来西郷永吉名国方馬上檢注目錄。
- (16) 『深江文書』 保治元年六月五日有間朝澄讓状案。
- (17) 同前文承二年七月二十九日太宰府守護所使等傷実檢状。
- (18) 同前元応元年九月六日鎮西下知状。
- (19) 注(10)に同じ。

- ⑳ 同前貞和五年九月十七日安富泰重田地等売券。
- ㉑ 同前貞和六年七月十日足利直冬御教書。
- ㉒ 同前観応二年九月十七日安富泰重契約状案。
- ㉓ 同前応安五年八月二十九日安富泰重讓状。
- ㉔ 同前貞和七年正月十日足利直冬下文。
- ㉕ 同前文和二年正月十八日安富泰重本物返田地等売券。
- ㉖ 同前正平十三年二月日安富泰重田地等寄進状案。
- ㉗ 同前明德三年五月日安富泰嗣申状。
- ㉘ 同前貞和二年六月十二日高師直奉書。
- ㉙ 「広福寺文書」 正平十六年十一月二日有馬直澄売券案。
- ㉚ 同前正平十七年八月二十二日某寄進状。
- ㉛ 「松尾貞明氏所蔵文書」 延文四年九月二日室町幕府御教書には、「肥前国高来郡上津佐村」としている。そして、ここでは加津佐村とも、賀津佐村とも異なる上津佐村と表記する。
- ㉜ 「大川文書」 建保五年九月十四日肥前国高来郡内宇佐宮領立券文。
- ㉝ 同前仁治元年閏十月六日関東御教書案。
- ㉞ 同前仁治二年十月十五日肥前国守護所下文案。
- ㉟ 注⑭に同じ。
- ㊱ 「大川文書」 正応六年四月二日藤原幸円讓状案。
- ㊲ 同前永仁六年三月十三日鎮西探題北条実政書状案。
- ㊳ 同前正応二年八月六日鎮西探題裁許状案。
- ㊴ 同前正中三年二月十九日藤原幸朝等連署和与状。
- ㊵ 本庄と新庄の関係については、前掲坂本氏『日本王朝国家体制論』三四六ページ。
- ㊶ 瀬野精一郎氏『鎮西御家人の研究』二四四、二四五ページ。一方、『姓氏家系大辞典』野本氏項では、必ずしも時員・行員を兄弟としていない。しかし、これも十分納得し難い。ひとまず瀬野氏に従いたい。

島原半島略図



④ 太田亮氏『姓氏家系大辞典』野本氏項。

⑤ 越中長員については、先に示したように越中新左衛門尉とも、またここに記すように越中次郎左衛門尉ともみえる。何れか一方が誤りであるか、或いは改めたものか、詳細不明である。

⑥ 安田元久氏「中世初期における所領給与の一形態——西国の惣地頭について——」（同氏『地頭及び地頭領主制の研究』。鈴木国弘氏『惣地頭職』成立の歴史的前提」日本史研究一一四号。その他。

⑦ 石井進氏「九州諸国における北条氏所領の研究」『荘園制と武家社会』。

⑧ 瀬野氏前掲著書二五五ページ。

⑨ 外山『大名領国形成過程の研究』三三三三ページ。

⑩ 網野善彦氏「常陸国南郡惣地頭の成立と展開」茨城県史研究一一号。

二、高来一揆について

1 高来北方一揆（北高来一揆）の存在

近時、山口隼正氏は佐々木文書の肥前国関係文書を紹介された^⑪。その中に肥前国高来郡の高来北方一揆（北高来一揆）に関する四通の史料が認められる。その性格について考察してみたい。

そこで、改めてこれを掲示すると次の如くである。

(A) 千葉介并大友五郎親重事、令現形肥前国云々、被談合大内修理大夫、不日可加治罰也、

九月二日

(花押)

高来北方一揆中

(B) 筑前国所々・豊前国事、大内新介教弘当知行之処、大内孫太郎以下殘党、号帯御教書相語太宰少式致乱入追放被官人等云々、甚不可然、不日令台力教弘、可被抽忠節之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年閏九月廿六日 右京大夫(花押)

北高来一揆中

○先日進状候、於于今者、定參着候哉、兼又被御教書候、目出候、御請文可給候、早速御奔走可為御忠節候、隨而残之方へ被成下候御教書案文為御披見、進之候、將又一昨日十五敵勢仕候て、規矩郡道寺代へ差寄候処、御方合戦勝利候間、大慶候、今日又一陣執寄候、此方計略不廻時日候、其堺事不日御了簡可然候、恐々謹言、

十月十七日

教弘(花押)

北高来一揆御中

○就庄内面々事、一昨日資幸雖被申定候、一族中同内之人々以連署令申候、仍御一揆中与有馬方所務弓矢出来候者、如先日御契約御大事立申、又者可得御力候、此之旨聊不可有違返候、四面八幡も御照覽候へ、不可有疎畧候、併期後信候、恐々謹言、

八月廿二日

資通(花押)

資吉(花押)

資武(花押)

重阿(花押)

道嚴(花押)

資忠(花押)

資宗(花押)

氏光(花押)

幸友(花押)

満資(花押)

北方御一揆中

さて、これらの文書について、山口氏は、四通の文書は、その宛先に(A)高来北方一揆、(B)北高来一揆、(C)北方御一揆等とみえることを指摘された。そして、これについて氏は、「島原半島北部」に国人一揆が形式されていたとされた。そして(D)文書について、「冒頭の『庄内面々』を山田荘民だと見ると、ここに連署した資通ら十名は山田荘一揆のメンバーで」あるとされた。

たしかにここにみえる史料によって、高来北方一揆、ないし北高来一揆、北方一揆等と称される国人一揆が成立していたとされることについては

全面的に賛成であつて、異論はない。ただこれが、氏のいわれるように「島原半島北部」の一揆という捉えかたについてはいささか問題である。高来郡は当時島原半島のみでなく、現在の諫早市、及び北高来郡も含むというのが実態である。これからすれば、必ずしも「島原半島北部」というものだけではなく、現在の諫早市、及び北高来郡をも意味するものであつたとみるのが自然であろう。

次に、「山田荘一揆のメンバー」といわれるが、こうした山田荘一揆という語は見当らず、従つて、そうした一揆が存在したと理解するのにはやや無理があるように思われる。これは単に山田庄内の面々とみるべきではあるまいか。この点については、さらに後で詳述したい。

2 高来一揆の解体過程

高来郡内の国人一揆については、筆者も早くから注目していた。すなわち、江戸時代に編纂された『北肥戦誌』（別名『九州治乱記』）によると、肥前国高来郡に「高来一揆」というものが結成されていたという。同書は、三カ所にわたつてそのことに触れている。

(ア)卷三 「高来一揆」 貞治元年九月。

(イ)卷四 「一揆」 応安七年八月。

(ウ)卷四 「高来郡の一揆」 永徳三年九月。

というものである。

肥前国の国人一揆としては、松浦党の一揆が夙に著名であつて、多くの研究がある。この他、彼杵庄には、「彼杵一揆」、及び「彼杵庄南方一揆」、「浦上一揆」があり、筆者はこれについて拙論を草した経緯がある²⁾。

従つてこうした事情からすれば、高来郡に国人一揆が存在したとしても決して不思議ではない。ただ『北肥戦誌』は、何分江戸時代の編纂物であつて史料価値に問題がある。こうしたことから、筆者は先に、拙著『高来の風³⁾』の中で、高来郡に高来一揆が成立したらしいことを指摘すると共に、今後において、当時のいわゆる一等史料の出現することを期待すると述べていたのである。そこに今回、山口氏によつて鹿兒島市内から発見された佐々木文書の中に、「高来北方一揆」（北高来一揆）の記述のあることを知り、その裏付けの一端を得て慶賀すべきことと思つた次第である。

しかし、依然として「高来一揆」自体を記したものは見当らず、また松浦党の一揆や、彼杵一揆にみられたような一揆契諾状、ないし一揆連判状もここでは見当らない。ましてその加盟者が何者であつて、その分布が正確に高来郡のどの範囲まで及んでいたか、さらにはその活動の詳細は依然として十分明らかではない。この点、遺憾であるという他はない。

山口氏は佐々木文書の(A)について、当時、千葉胤鎮―大友親重⁴⁾に対抗するため、足利義教―大内持世―高来北方一揆のラインが形成されていたこ

と、こうしたことから氏は、嘉吉の乱以前のものであるとされた。

ところで、佐々木文書にみえる「高来北方一揆」（北高来一揆）と、右の『北肥戦誌』の記す高来一揆との関係はどのようなものであろうか。はたして高来一揆は存在したのであろうか。この点について考察してみたい。

3 高来一揆と高来北方一揆

そもそも『北肥戦誌』にみえる高来一揆は、先述のように、少くとも貞治元年から永徳三年まで、都合二十一年間以上の長きにわたって存在していたとされる。そして、佐々木文書の高来北方一揆に関する唯一の年代記述である嘉吉元年と、先の永徳三年との間には実に五八年間の時間的隔りがある。この隔り自体についてはどうみたらよいのであろうか。そのためには、史料価値は劣るとはいえ、いままし『北肥戦誌』を吟味し、また他の彼杵一揆等とも比較してみなければならぬ。

『北肥戦誌』によると、貞治元年高来一揆は、肥後の菊池武光に属して活動し、この中の一員である安富民部大夫泰重が敵の首級をとるなどのことがあった。そして、九州探題斯波氏経・大友氏時・少弐頼尚等は敗れ、菊池武光等は勝利した。これは、恐らくその三年前の延文四年、いわゆる筑後川の戦で、少弐大友氏等六万の連合軍が、菊池武光の四万の軍に大敗し、以後肥前にも菊池氏の勢威が及んできた⁽⁴⁾ことから、高来一揆の面々もこの流れに従い、菊池武光に従うことになったものと思われる。安富（深江）泰重も、高来一揆の一員として、当初北朝方として活動しながら、この段階に至って南朝方に廻ったものであろう。

こうした九州南朝勢力の拡大、それと裏はらに北朝勢力が衰退したことに對し、足利氏は応安三年六月、一門の今川了俊を九州探題に起用し、頽勢の挽回を計ろうとした。こうして今川了俊は翌四年末九州に入部して活動を開始⁽⁵⁾した。彼は幕府の期待に答えて応安五年八月、懐良親王の抛る征西府を陥した。そのため菊池氏は肥後の本拠へ退いた。こうしたことから、九州は再び北朝優位の情勢へと推移した。了俊はこうした間にも、応安六年三月に肥前に赴き、南朝方の伊佐早右近五郎と西郷藤三郎をそれぞれ伊佐早城と宇木城に攻め、これを降した。

了俊は、なおも翌七年三月肥前に下り、再び宇木城と長野城を陥し、船越城に入った。八月に入つて、有馬・深堀・多比良・深町、その他の北朝方の者は有家で了俊と戦い敗れた。このため高来一揆の者は悉く降り、高来郡は北朝方の者で占められることになった。

しかし、その後永徳元年九月、菊池氏は有馬泰隆・鳥栖武資等を催して高来郡で蜂起させ、大浦城に楯籠り、温泉嶽を要害とした。肥後にあってこれを知つた了俊は、海路高来郡へ渡り、これを攻めた。これによって菊池武資は城を逃れ、有馬泰隆は降つた。そして永徳三年九月、安富氏以下の高来一揆は了俊の下に来付するに至つたという。

このように高来一揆の者は、当初北朝方として組織されたものようであるが、筑後川の戦の後、菊池氏の南朝勢力が強まり、これが肥前に浸透

するに及んで南朝方へ付いた。次いで、九州探題今川了俊の優れた戦略活動が効を奏するのを見るや、再び北朝方へと復帰するという日和見な行動をとったものようである。

こうした高来一揆の動向は、かつて筆者が検討した高来郡に隣接する肥前国彼杵郡に成立していた彼杵一揆の動向と、軌を一にしている。すなわち、同一揆もまた当初北朝方として組織されながら、筑後川の戦で北朝方が大敗し、肥前に菊池氏の勢威が及んで来ると、南朝方に廻り、九州探題今川了俊の戦略が成果を上げたのを見て、再び北朝方に復すると変るところがない。『北肥戦誌』という江戸時代の編纂物に登載された記述ではあるが蓋然性に富み、史料価値は極めて高いとみてよいのではあるまいか⁶⁾。

今回、佐々木文書に記されるものは、既にみたように、高来北方一揆・北高来一揆・北方御一揆等というものである。然して、彼杵一揆についていえば、当初、彼杵一揆、ないし彼杵庄一揆として成立したものが、やがて彼杵郡内一揆・彼杵庄南方一揆・彼杵郡南方一揆と称されるものへと変り、さらにその間に、彼杵郡または彼杵庄の一角の浦上の地を基盤とする浦上一揆というものが見える事情となっている事実を見た。時期的には、彼杵一揆自体が史料に初見されるのが延文五年かと推定される。次いで貞治二年には早くも彼杵庄南方内一揆というものが出現し、康応元年には浦上一揆が見られる。ここでは、同時にまた彼杵一揆と時津一族とがその宛書に記されている。こうしたことから、筆者はさきに、彼杵一揆が分裂崩壊過程にあることを示すものと考えた。

右の佐々木文書の嘉吉元年にみえる北高来一揆は、彼杵一揆の流れからして、類似した状況を示すものであろう。すなわち、当初高来郡内の国人による高来一揆が結成されていたものの、これが必ずしも十分結束を続けることが出来なかった。①史料に示すように、「御一揆中与有馬方所務弓矢出来候者」という文言は、その一端を窺わせる。こうして高来北方一揆、または北高来一揆等にみられるように、分裂・矮小化し、解体されて行く過程にあることを示すものであると思われる。

注

- (1) 山口隼正氏「佐々木文書——中世肥前国関係史料拾遺」九州史学一二五号。
- (2) 外山『中世九州社会史の研究』一四六ページ以降。
- (3) 外山『高来の風』七五ページ以降。
- (4) 外山『中世の九州』一四二ページ以降。
- (5) 川添昭二氏『今川了俊』九四ページ。
- (6) 肥前西南部（主として長崎県域）における了俊の活動については、川添昭二氏編『今川了俊関係史料』上・下にも、特に裏付ける一等史料を欠

いていて収録されたものはみえない。そのため、やむなく、『北肥戦誌』の記述によって補足した。

おわりに

以上、これまで肥前国において、本来の高来郡に代って、平安末から南北朝期にかけて、高来東郷・高来西郷というものが存在した。このことをめぐる諸問題について考察した。次に、同じく（本来の）高来郡において、南北朝後期から室町時代にかけて、北高来一揆、または高来北方一揆、一揆というものがみられる。そこでこの一揆の性格について考察した。

個々の問題の考察については、内容が仔細にわたり、かつ多岐に及んでいるので、ここでこれらについて反復し、また単純な結論を提示することはしない。

中世は、「暴力と無秩序の時代」であるということは周知の事実である。が、それは単に人間関係のみでなく、土地制度の面にも十分に反映されている。ここでは地域の呼称も、各人の利害とも深く関わりながら、恣意的に用いられ、結果として多様なものが出現していて複雑な様相を呈した。この問題に対するアプローチにおいて先学の研究に導かれながら考察したが、ともすればこれを十分理解せず、或いは誤解し、非礼にわたる点があったかと恐れている。大方の御叱正を御願いしたい。